

船橋市視覚障害者自立生活支援事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、視覚障害者に対し、日常生活に必要な相談・訓練指導を行うことにより、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 視覚障害者自立生活支援事業 中途失明等の視覚障害者に対し、家庭訪問又は通所の方法により各種のサービスを提供する事業をいう。
- (2) 視覚障害者 視覚障害を有する者をいう。

(事業内容)

第3条 視覚障害者自立生活支援事業（以下「事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談
- (2) 日常生活動作訓練
- (3) 歩行訓練
- (4) コミュニケーション訓練

(事業の委託)

第4条 事業は、あらかじめ市長が指定した社会福祉法人に委託して行うものとする。

(利用の要件)

第5条 事業を利用することのできる者は、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている視覚障害者及び市長が必要があると認める者とする。ただし、第3条の事業のうち(2)、(3)及び(4)の事業については、当該能力を既に有し、訓練の必要のない者は除く。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、船橋市視覚障害者自立生活支援事業利用申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

(利用可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その旨を船橋市視覚障害者自立生活支援事業利用可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請

をした者に通知する。

（費用の負担）

第8条 事業の利用にかかる費用は、無料とする。ただし、事業を利用している者にかかる交通費及び飲食費は、当該利用者が負担しなければならない。

（届出の義務）

第9条 事業を利用している者は、申請事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 事業を利用している者は、事業の利用を中止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（利用決定の取り消し等）

第10条 市長は、事業の利用を認める旨の決定を受け、又は事業を利用している者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を認める旨の決定を取り消し、又は事業の利用を中止させることができるものとし、その旨を船橋市視覚障害者自立生活支援事業利用決定取消（中止）通知書（第3号様式）により、当該利用者に通知する。

- (1) 伝染性疾患を有するとき。
- (2) 疾病等により、医療機関において入院又は治療を要するとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、事業の利用を認める旨の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が事業の利用を不適當と認めるとき。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第10条中「一に」を「いずれかに」に改める改正規定は、平成24年7月5日から施行する。

第1号様式

船橋市視覚障害者自立生活支援事業利用申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

視覚障害者自立生活支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 者	ふりがな 氏名		性別	男 ・ 女
	住所			
	生年月日	年 月 日 生 (歳)		
	身体障害者 手帳	船橋市・千葉県・() 第 号	交付年月日	年 月 日
			障害の等級	級
障害名				
希望する事業内容		☐ 歩行訓練 ☐ 音声ワープロ訓練 ☐ 日常生活動作訓練 ☐ その他（就職、進学等の相談） ☐ 点字訓練		

第2号様式

船橋市視覚障害者自立生活支援事業利用可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった視覚障害者自立生活支援事業の利用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 利用を認めます。

2 利用を認めません。

理由

第3号様式

船橋市視覚障害者自立生活支援事業利用決定取消（中止）通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付け 第 号でした視覚障害者自立生活支援事業の利用決定について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 利用決定を取り消します。
- 2 利用を 年 月 日以降中止します。

理由